

令和5年議案第4号

愛北広域事務組合特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

愛北広域事務組合特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年2月20日提出

愛北広域事務組合

管理者 扶桑町長 鯖 瀬 武

提案理由

この案を提出するのは、愛北広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会を設置するため、改正する必要があるからであります。

愛北広域事務組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

愛北広域事務組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和61年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

情報公開・個人情報保護審査会委員	日額	6,000円
------------------	----	--------

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。